

雲南市多文化共生推進プラン

(案)

令和 2 年度～令和 11 年度

雲南市

令和 2 年 3 月策定

目次

1. 背景.....	3
2. 多文化共生推進プラン策定の目的と位置付け.....	3
3. 多文化共生推進プランの期間.....	4
4. 基本方針.....	4
5. 多文化共生推進プランの施策一覧.....	5
6. 施策の内容.....	6
多文化共生推進の基礎的な取り組み.....	6
(1) だれとでも気軽に交流できるやさしいまち【コミュニケーション支援】	7
(2) だれもが安心して暮らせるまち【生活支援】	8
(3) だれもが活躍できるまち【多文化共生の地域づくり】	9
資料編.....	10
1. 雲南市の状況.....	10
(1) 国籍別 外国人住民の推移（住民基本台帳）	10
(2) 在留資格別 外国人住民の推移と比率（住民基本台帳）	10
2. 関係法令等.....	11
雲南市まちづくり基本条例（抄）	11
雲南市チャレンジ推進条例（抄）	13
雲南市人権施策基本方針（抜粋）	14
出入国管理及び難民認定法（抄）	16
3. 策定経過.....	20
(1) 多文化共生推進プラン策定プロジェクトチーム.....	20
(2) ヒアリング等の実施結果.....	21
(3) 「雲南市外国人定住者調査」	22
(4) 「島根県外国人住民実態調査」 及び「第5回しまねwebモニター調査」 ...	23

1. 背景

雲南市には、200 名を超える外国人が居住されています。市では、平成 28 年度（2016 年度）より多文化共生^{※1}推進事業として外国人住民等^{※2}への支援について本格的に取り組んでいます。また、市内小中学校では、日本語指導支援員の派遣を実施しています。

平成 31 年（2019 年）4 月の「出入国管理及び難民認定法」改正により、外国人労働者が増加することが見込まれることから、全国的にも多文化共生推進の必要性が高まっています。

令和元年度（2019 年）、島根県では「島根県外国人住民実態調査」が実施されました。10 月に公表された報告書では、県内の多文化共生推進における課題がまとめられたところです。

2. 多文化共生推進プラン策定の目的と位置付け

雲南市まちづくり基本条例（平成 20 年条例第 36 号）では、その前文において「「平和を」の精神を尊重し、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。」としています。

また、雲南市人権施策推進基本方針（平成 31 年 3 月改定）では、外国人に関する施策の基本的方向として、①差別意識解消のための啓発の推進、②外国人住民との地域社会づくり、多文化共生社会の促進、③外国人住民のための相談体制や生活支援の充実、④多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進、⑤外国人住民のための防災啓発活動の推進の 5 項目を掲げて人権施策として推進することとしています。

こうした条例、基本方針に則り、外国人住民等も暮らしやすく、日本人と同様に活躍ができるようなまちづくりを進めていく必要があります。そこでこのプランでは、雲南市における多文化共生の意義や基本的な考え方をより明確にし、多文化共生をより積極的に推進するため、他の計画と調和を図りながら、個別計画として策定するものです。

このプランは、外国人住民等との意見交換や専門家等や関係者からの意見聴取及び島根県外国人住民実態調査等の結果を参考にとりまとめたものです。

※1 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（出典：総務省「多文化共生推進に関する研究会報告書」）

※2 外国人住民等：雲南市に生活拠点を有する外国籍の市民のほか、すでに日本国籍を取得している外国出身の人を含みます。

3. 多文化共生推進プランの期間

このプランは、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）の10年間とし、令和11年度（2029年度）に見直します。ただし、大きな状況変化等がある場合は、弾力的に施策が実施できるよう必要に応じて見直すこととします。

4. 基本方針

「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」を進め、外国人住民等もまちづくりに主体的に関わることができることを基本に、それぞれの文化や背景を尊重しながら安心して生活でき、さらに活躍できるまちを目指します。

（1）だれとでも気軽に交流できるやさしいまち

（2）だれもが安心して暮らせるまち

（3）だれもが活躍できるまち

5. 多文化共生推進プランの施策一覧

基本方針	施策
多文化共生推進の基礎的な取り組み	①多文化共生の啓発
	②相談・支援体制の整備
	③人材の活用
	④関係団体等との連携
	⑤多文化共生推進の体制づくり
(1)だれとでも気軽に交流できるやさしいまち 【コミュニケーション支援】	⑥ひらがな・英語・「やさしい日本語 ^{※3} 」での情報提供
	⑦「やさしい日本語」の普及
	⑧日本語学習支援
	⑨翻訳機の導入
(2)だれもが安心して暮らせるまち 【生活支援】	⑩SNS ^{※4} を活用した情報発信
	⑪事業所を通じた情報提供
	⑫教育支援体制の充実
	⑬保健・医療・福祉における支援
	⑭災害に備えるための支援
(3)だれもが活躍できるまち 【多文化共生の地域づくり】	⑮外国人住民等の自立の促進
	⑯まちづくりへの参加促進
	⑰「チャレンジ」の促進

※3 やさしい日本語：普通の日本語より簡単で、外国人に分かりやすい日本語。もともと外国人に災害情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えるために、弘前大学・社会言語学研究室により考え出された。災害時だけでなく、普段のコミュニケーションでも使われるようになった。

※4 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネットを介して人間関係を構築できるパソコン・スマートフォン等用のサービスの総称。代表的なものに、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）などがある。

6. 施策の内容

多文化共生推進の基礎的な取り組み

多文化共生推進に関する基礎的な取り組みとして、市民への啓発をはじめ、外国人住民等のための相談・支援体制を整備し、市民や関係団体と連携しながら、計画的に取り組めます。

施策	概要	所管
①多文化共生の啓発	市報やホームページでの広報をはじめ、地域・学校等に国際交流員等を派遣し、多文化共生を啓発します。	地域振興課
②相談・支援体制の整備	外国人住民等の日常生活における相談等に対応できる専門的な知識・経験を有する人材による支援体制を整備します。文化や慣習の違いから生じる問題に対して、助言・支援や必要に応じて行政機関や医療機関に同行します。また、近隣住民との調和を図るための支援をします。	地域振興課
③人材の活用	市民等に協力を呼びかけ、通訳や生活の支援ができる人材を確保します。	地域振興課
④関係団体等との連携	島根県や（公財）しまね国際センターをはじめ、関係団体等と連携して取り組みます。	地域振興課
⑤多文化共生推進の体制づくり	関係部署等と一体となってこのプランを推進するための体制をつくります。また、外国人住民等との意見交換会を定期的に行い、状況の把握に努めます。	地域振興課

(1) だれとでも気軽に交流できるやさしいまち【コミュニケーション支援】

多文化共生推進を妨げる一番の要因が「言語の壁」です。外国人住民等への支援をする一方、ひらがなの使用や「やさしい日本語」の普及により、気軽にコミュニケーションができるよう取り組みます。

施策	概要	所管
⑥ひらがな・英語・「やさしい日本語」での情報提供	多くの外国人住民等がひらがなを読めることから、ふりがなの使用を推進します。特に重要な情報については、英語と「やさしい日本語」で提供します。	地域振興課 全部局
⑦「やさしい日本語」の普及	日常会話や災害時において有効とされる「やさしい日本語」を普及するため、市職員をはじめ、市民・団体・事業所向けに研修を実施します。	地域振興課
⑧日本語学習支援	日本語の習得は外国人住民等が自立するための最重要課題です。日本語学習環境を充実させるため、日本語教室を実施する団体等を支援します。また、日本語教室に関する情報提供を積極的に行います。	地域振興課
⑨翻訳機の導入	市の窓口等での多言語対応のために翻訳機を設置します。だれでも使用できるよう研修を行います。	地域振興課 全部局

(2) だれもが安心して暮らせるまち【生活支援】

行政等からの情報発信の方法もSNSの活用や事業所を通じた方法など外国人住民等にも伝わりやすいような対応が必要です。また病気や災害時への対応も含め、様々な場面における支援を充実していきます。

施策	概要	所管
⑩ SNSを活用した 情報発信	インターネットやSNSは、外国人住民等にとって、重要な情報媒体の一つです。SNSを活用して、英語・やさしい日本語で行政情報を定期的に発信します。	地域振興課 情報政策課
⑪ 事業所を通じた情報 提供	外国人住民等が情報を得る場所の一つが勤務先です。外国人住民等が勤務している事業所を通じて情報提供します。	地域振興課 商工振興課
⑫ 教育支援体制の充実	日本の文化や社会を学ぶ場として、小中学校は重要です。必要に応じて日本語指導支援員を小中学校に派遣します。就学前にも日本語の支援を行います。	子ども政策局 教育委員会
⑬ 保健・医療・福祉に おける支援	保健・医療・福祉は、外国人住民等が生活を営む中で最も心配していることです。各種手続きや施設での表示等をやさしい日本語や図を活用して分かりやすくします。	市民環境部 健康福祉部 雲南市立病院
⑭ 災害に備えるための 支援	事業所や地域と連携して防災教室・避難訓練を開催し、災害情報の意味や災害時の行動等を確認します。また、災害情報や避難所における表示を外国人住民等にも分かりやすくします。	防災部 総合センター 地域振興課

（３）だれもが活躍できるまち【多文化共生の地域づくり】

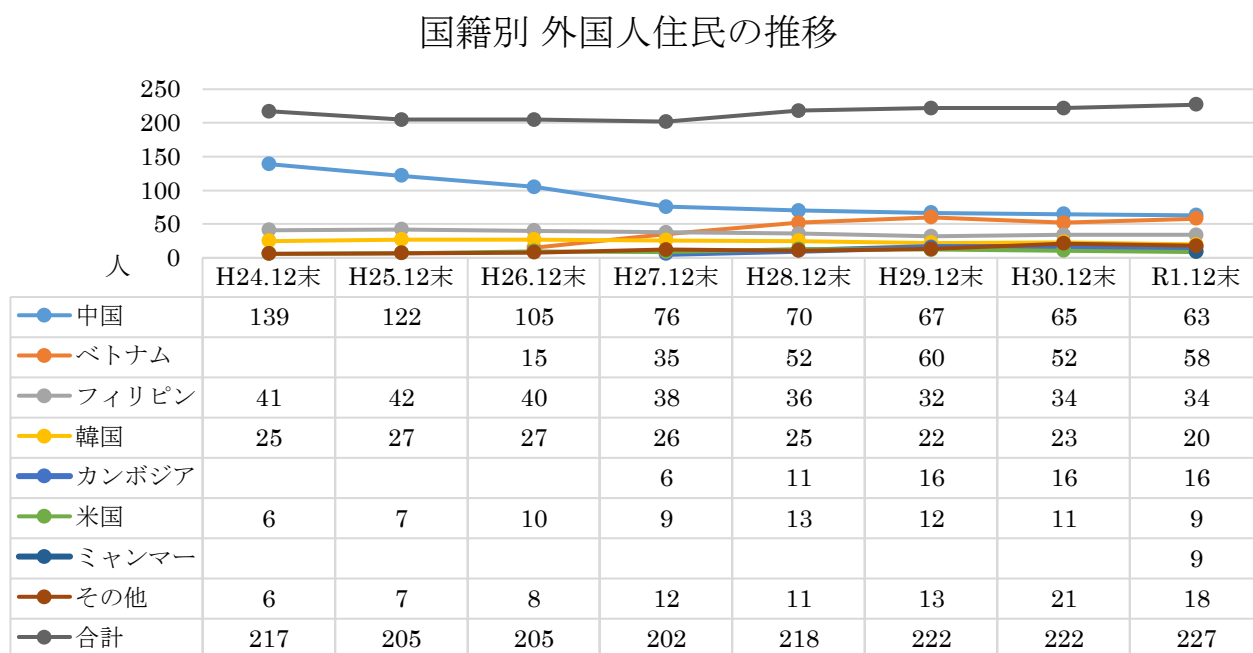
外国人住民も雲南市のまちづくりの重要な担い手です。様々な活動への参加や「チャレンジ」を促進します。

施策	概要	所管
⑮外国人住民等の自立の促進	外国人住民等の情報交換やネットワークづくりのための交流会を開催します。	地域振興課
⑯まちづくりへの参加促進	外国人住民等の出身国の文化等の紹介、出身国への情報発信や外国人観光客対応などへの参加を促進します。	地域振興課 観光振興課
⑰「チャレンジ」の促進	雲南市では、子どもから大人まで地域課題の解決や新たな価値の創造に向けた取り組みを「チャレンジ」と称し、市内外からの参画を推進しています。外国人住民等も「チャレンジ」に取り組めるよう支援します。	政策推進課 地域振興課

資料編

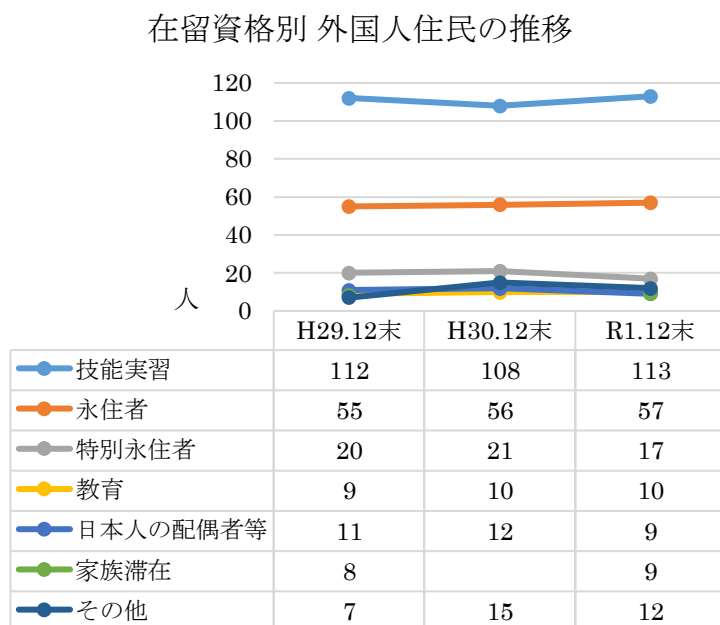
1. 雲南市の状況

(1) 国籍別 外国人住民の推移（住民基本台帳）

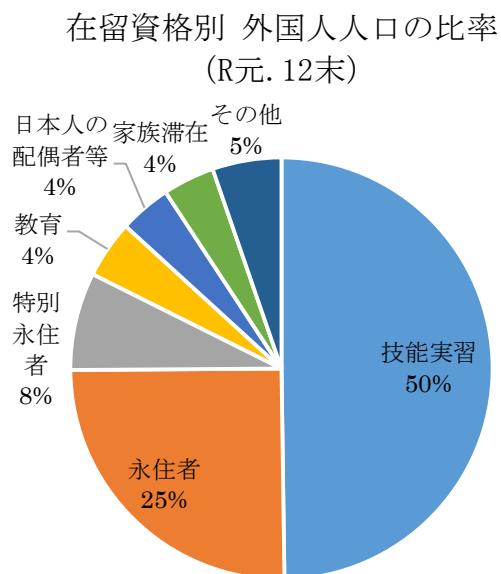


※「その他」は、3人以下の国籍

(2) 在留資格別 外国人住民の推移と比率（住民基本台帳）



※「その他」は、3人以下の在留資格



※「その他」は、3人以下の在留資格

2. 関係法令等

雲南市まちづくり基本条例（抄）

平成 20 年 10 月 10 日

私たちの愛する雲南市には、
清らかな水と緑の 「豊かな自然」
銅鐸やたたらははじめとした 「誇るべき歴史遺産」
恵まれた風土によって育まれた 「豊かな食文化」
世代を越えた 「地域の和」
などの、たくさんの恵みがあります。

私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきたこの恵みを大切にしながら、「平和を」の精神を尊重し、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。

まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。

ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

（最高規範）

第 2 条 市民、議会及び行政は、まちづくりの推進にあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めます。

（定義）

第 3 条 この条例において用語の定義は、次のとおりとします。

- （1） 協働 市民、議会及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとりが意識を高め合い、役割と責任を担い合いながら共通の目標に向かって取り組むこと。
- （2） コミュニティ 心豊かに安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民が互いに助け合い、行動するために自主的に結ばれた組織及び集団
- （3） 新たな公共 公共サービスの多様化が求められるなかにあつて、行政に限らず市民をはじめとする多様な主体によって担われる公共の領域

（市民の権利）

第 4 条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を持ちます。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得する権利を持ちます。
- 3 満 20 歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持ちます。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加するよう努めます。

- 2 市民は、お互いを認め合い、意見を尊重するとともに、自らの発言と行動に対して責任を持ちます。
- 3 市民は、次代を担う子どもたちが、夢と希望をいだくことができる良好な環境を創出するよう努めます。

(行政の役割と責務)

第 7 条 市長は、住民福祉の向上を図るため、次に掲げることに基づいて、計画的かつ効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えなければなりません。

- (1) 限られた資源の効率的かつ効果的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めること。
- (2) 政策形成、実施、評価及び見直しの過程において、市民意見の把握と反映を行うこと。
- (3) 市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと。
- (4) 個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護を行うこと。
- (5) 公平かつ透明性を確保した適正な行政手続を行うこと。

(以下、省略)

雲南市チャレンジ推進条例（抄）

平成 31 年 3 月 22 日

私たちが暮らす雲南市では、子どもから大人まで地域課題の解決や新たな価値の創造に向けた取組を積極的にすすめています。この取組をチャレンジと称し、市内外からチャレンジへの参画を推進できるまちになるよう努力をし、課題に立ち向かいます。

（目的）

第 1 条 この条例は、チャレンジの推進に関する基本理念を明らかにすることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

- （1） 地域課題 雲南市内に存在する多様な社会的課題をいう。
- （2） 市民 雲南市の個人又は地域自主組織、NPO 及び企業などの多様な団体をいう。

（市民の権利）

第 3 条 市民は、チャレンジに取り組む権利を有します。

- 2 市民は、チャレンジに関する意見を互いに尊重します。
- 3 市民は、チャレンジに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得することができます。
- 4 市民は、チャレンジに関して、市長に提案を行うことができます。

（市長の責務）

第 4 条 市長は、雲南市におけるチャレンジの取組を理解し、必要な支援に努めなければなりません。

- 2 市長は、チャレンジする人材の発掘及び育成に努めなければなりません。
- 3 市長は、チャレンジを促進するため、必要に応じて、その推進に関する体制の強化に努めなければなりません。
- 4 市長は、チャレンジに関して保有する情報について、積極的に公開及び提供を行うとともに、分かりやすい説明に努めなければなりません。
- 5 市長は、チャレンジの推進に関して、必要に応じて関係機関に働きかけなければなりません。

（以下、省略）

雲南市人権施策基本方針（抜粋）

第2次改定 平成31年6月

6. 外国人

（1）経緯及び現状と課題

1980年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人労働者が日本の労働市場に流入し、不法就労問題など新たな問題が発生しました。こうした事態を受けて政府は1990（平成2）年に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、日系2世、3世などの優先的入国・在留を認めることとしましたが、一方で生活保護の対象者や国民健康保険の加入条件など、在留資格の有無で権利の享受に明確な差異が設けられるようになりました。

2008（平成20）年以降は、円高などによる景気低迷が続き、雇用環境の悪化に加え、2012（平成24）年に外国人登録制度が変わったことから、島根県内在住の外国人は減り続けていましたが、2013（平成25）年の5,301人を境に増加に転じ、2017（平成29）年には、7,689人となっています。

2018（平成30）年3月末現在、市においては外国籍の住民は219人で、2013（平成25）年の211人と比べるとほぼ横ばいの状況となっています。（国籍別人口は上位から1. 中国 2. ベトナム 3. フィリピン）。市内においては、日本語ができないことや、文化、生活習慣等の違いから、外国人住民が日常生活に支障をきたしたり、地域住民との間で相互理解不足による誤解やトラブルが発生しています。

また、歴史的経緯から、やむを得ず日本に在住しなければならなくなった在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別が依然として残っており、全国的に「ヘイトスピーチ」といわれる差別的な排除活動が問題となっています。市が実施した「意識調査」によれば、外国人の人権を守るために必要なこととして「外国人との交流の促進」、「外国人が日本語を学習できる機会を増やす」、「日常生活に必要な情報の外国語による提供」が上位にあげられています。このような状況の中、外国人に対する様々な支援のほか、多様性への地域住民の理解促進が必要となっています。外国人を特別な存在としてではなく、地域の担い手、地域社会の一員として共に生きる社会＝「多文化共生社会」実現のための環境整備が課題となっています。

（2）施策の基本的方向

①差別意識解消のための啓発の推進

在日韓国・朝鮮人問題の歴史や実態等を理解することは、真の共生社会実現に欠かせない重要な課題です。このため在日韓国・朝鮮人だけでなく、在日外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進します。また、2016（平成28）年に成立した「ヘイトスピーチ解消法」が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を喫緊

の課題としていることから、その解消に向けた取組について、市としても十分に配慮することが大切です。

②外国人住民との地域社会づくり、多文化共生社会の促進

国際交流員を配置し、外国人住民と共に地域や学校訪問、国際交流イベントなどを実施します。

こうした取組から、異なる多様な文化や習慣等の違いを正しく認識し、お互いに人権を尊重し合える共に生きる地域社会づくりを関係団体と連携して推進していきます。また、外国人住民の社会参画を推進し、同じ市民として共に地域社会を支える活力ある多文化共生社会をめざします。

③外国人住民のための相談体制や生活支援の充実

外国人住民の暮らしやすい環境づくりのため、外国人住民向けの相談窓口を開設します。通訳、翻訳業務や生活支援を行うサポーターを派遣し、日本語学習、医療、就労、子育てなど外国人住民の生活を支援します。また、女性相談カードを英語版で作成し、市の関係機関に置いて外国出身女性に相談機関の周知をしています。あらゆる人権問題の解決のために開設された雲南市人権センターでは、「社会福祉法」に基づく教育啓発事業、人権相談事業等を行っています。これらのことを広く市民に周知し、2015年（平成27）年6月から県の事業により配置されている「外国人地域サポーター」やしまね国際センター等と連携を取りながら、相談体制を充実していきます。また、言語による障壁をなくすため、外国人住民向けの多言語による情報提供に努めます。

④多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

国籍や民族等の違いによる偏見や差別をなくし、異文化を尊重する態度を育てるため、学校での国際理解教育を推進します。また、日本語の理解が十分でない外国につながるのある幼児・児童・生徒に教育環境の充実に努めます。これらの取組から、外国につながるのある子どもたちが自己のルーツを肯定的にとらえ、アイデンティティ^{※5}が確立できる環境づくりに努めます。

⑤外国人住民のための防災啓発活動の推進

防災に対する知識や情報の差、言語の障壁により災害弱者とならないよう、外国人住民へ向けた防災訓練の実施・周知・啓発に努め、防災意識の向上及び知識の習得を促進します。また、地域防災を通じた多文化共生の取組を関連団体と連携して行い、地域住民への理解促進を進めます。

※5 アイデンティティ：自己が時間や環境の変化に関わらず同一であること。

出入国管理及び難民認定法（抄）

昭和二十六年

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 出入国管理及び難民認定法は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

第二条（省略）

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。

（以下省略）

別表第一 (以下、括弧内の記述及び備考を省略)

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
高度専門職	一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 二 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄若しくは特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動

在留資格	本邦において行うことができる活動
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動
特定技能	一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
技能実習	一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第八条第一項の認定に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 三 次のイ又はロのいずれかに該当する活動

在留資格	本邦において行うことができる活動
	イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

三

在留資格	本邦において行うことができる活動
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、中学校若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

別表第二

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

3. 策定経過

このプランは、外国人住民等との意見交換や専門家等からの意見聴取及び島根県外国人住民実態調査の結果等を参考にプロジェクトチームで議論を重ねてとりまとめた。

(1) 多文化共生推進プラン策定プロジェクトチーム

①構成員 設置期間：令和元年6月10日～令和2年3月31日（最長）

	部	課	職名	氏名
リーダー	政策企画部	地域振興課	課 長	板 持 周 治
サブリーダー	産業観光部	商工振興課	主 幹	江 角 祐 哉
	政策企画部	うんなん暮らし推進課	課 長	高 田 浩 二
	総務部	人権推進室	主 幹	山 中 亜希子
	防災部	防災安全課	主 幹	加 藤 健 一
	市民環境部	市民生活課	主 幹	三 島 典 子
	健康福祉部	健康福祉総務課	課 長	糸 原 幸 子
	健康福祉部	健康推進課	統括保健師	土 屋 悦 子
	子ども政策局	子ども政策課	主 幹	森 山 康
	子ども政策局	子ども家庭支援課	主 幹	山 根 史 朗
	建設部	建築住宅課	統括主幹	熱 田 賢 二
	教育委員会	学校教育課	主 幹	堀 江 亮 次
	雲南市立病院	総務課	係 長	藤 原 富 夫
事務局	政策企画部	地域振興課	統括主幹	板 垣 健 一
事務局	政策企画部	地域振興課	主 幹	鶴 原 隆

②プロジェクトチーム会議の開催状況

月 日	P T	概要
6月17日	第1回	多文化共生推進の状況、雲南市の状況・経過、策定プロセス
8月5日	第2回	外国人住民等ヒアリング、部局の取組状況・課題、アイデア
12月5日	第3回	島根県調査（報告）、プラン案検討
12月13日	第4回	プラン案検討

(2) ヒアリング等の実施結果

実施日	対象	概要
令和元年 6月20日	外国人技能実習 監理団体	市内の外国人技能実習制度の概況を確認するため、市内の事業所の監理をしている団体のヒアリングを実施した。 ○実習生は、スマートフォンを持っており、自由に様々な情報を得たり、自国の家族との連絡を取ったりしている。 ○日本語教育を受けてから実習をしているが、細かいニュアンスなどは伝わりにくいなどの課題はある。
令和元年 7月16日	外国人住民等と の意見交換	外国人住民7名（出身国：中国、ベルギー、フィリピン、ドイツ、デンマーク、アメリカ、韓国）との意見交換を開催した。 ○市役所での翻訳機の導入は賛成だが、翻訳機を使えるようにしてほしい。 ○外国人も日本語がある程度理解できることが多いので、まずは日本人と同じように対応してほしい ○地域の活動について積極的に参加するようにしているが、自治会・近所の方から声をかけていただけると助かる。
令和元年 10月9日	技能実習生受け 入れ企業	技能実習生を受け入れている事業所と、受入予定の事業所のヒアリングを実施（3社） ○実習生は、スマートフォンを持っており、自由に様々な情報を得たり、自国の家族との連絡を取ったりしている。 ○行政からの情報は、あまり届いていない。
令和元年 11月19日	専門機関との意 見交換	しまね国際センター、うんなんグローバルセンターと多文化共生推進の具体策について意見交換した。 ○自立支援としての日本語学習支援は重要。 ○日本の習慣にフィットしてもらうためにはルールやマナーについて事前に丁寧な説明が必要。 ○日本人側にも寛容な態度が必要。 ○やさしい日本語とSNSの有効活用。

(3) 「雲南市外国人定住者調査」

調査名	雲南市外国人定住者調査
実施主体	島根県中山間地域研究センター（協力：雲南市地域振興課）
目的	外国人の定住の課題と可能性分析研究
調査概要	外国人住民等を対象とし、生活全般に関することを中心に聞き取り調査を実施。110 人からヒアリングした。
結果概要	事業所単位での実施もあるため、実数に対して若干の偏りがある。
国籍	中国 47 人（42.7%）、カンボジア 16（14.5%）、フィリピン 13 人（11.8%）、ベトナム 11 人（10.0%）、アメリカ 8（7.3%）、その他 15 人（13.7%）
在留資格	技能実習 59 人（53.6%）、永住者 17 人（15.5%）、日本人の配偶者 14 人（12.7%）、技術・人文知識・国際業務 8 人（7.3%）、定住者 6 人（5.5%）、その他 6 人（5.5%）
移動手段	徒歩 63 人（57%）、自動車 39 人（35.5%）、自転車 8 人（7.3%）
日本語を聞く能力	「テレビのニュースがわかる」19 人（17.3%）、「相手がゆっくり話せばわかる」38 人（34.5%）、上記合計 57 人（51.8%）。「単語は言うことができる」31 人（28.2%）、「ほとんどわからない」17 人（15.5%）。
日本語を話す能力	「自分の意見を話すことができる」23 人（20.9%）、「簡単な会話ができる」36 人（32.7%） 上記合計 59 人（53.6%）。「単語は言うことができる」36 人（32.7%）、「ほとんど話すことができない」9（8.2%）。
日本語を読む能力	「新聞や雑誌を読むことができる」13 人（11.8%）、「簡単な漢字は読むことができる」28 人（25.5%）、「ひらがなやカタカナは読むことができる」46 人（41.8%）、上記合計 87 人（79.1%）。ほとんど読むことができない 14 人（12.7%）
生活に必要な情報を得る方法	上位は、「友人や知人」、「会社（職場）」「SNS」。
多文化共生社会実現に向けて充実を求めるもの	上位は、「日本語学習の機会」「いろんな国の言葉での行政情報」「行政窓口での通訳の充実」「外国人市民と地域活動への参加」「生活相談の窓口の充実」。

(4) 「島根県外国人住民実態調査」及び「第5回しまねwebモニター調査」

①島根県外国人住民実態調査の概要

調査名	島根県外国人住民実態調査
実施主体	島根県文化国際課と県内19市町村が共同実施
目的	県内の外国人住民の実態や、日常生活における不便や懸念、行政に求めるサービスのニーズなどを把握することにより、今後の県の施策や行政サービスの充実に反映。
調査概要	県内在住の20人以上の無作為抽出した外国人住民2,000人にアンケートを郵送で送付(うち雲南市は50人)。回答数566(28.3%)。
調査項目	基本属性、雇用・労働、居住、日本人との付き合い、日本語について、子どもの教育、生活上の困りごと、自然災害、行政からの情報サービスについて

②第5回しまねwebモニター調査

調査名	第5回しまねwebモニター調査
実施主体	島根県広報部県民対話室・環境生活部文化国際化の共同実施
目的	しまねwebモニター登録者を対象に、「多文化共生について」をテーマに意識調査
調査概要	しまねwebモニター登録者690名(県内在住、満15歳以上)。県ホームページ画面から回答。回答数390(56.5%)。
調査項目	属性、多文化共生に関する状況

③調査結果

島根大学法文学部法経学科宮本恭子教授による「調査結果の概要及び考察」(抜粋)

- ・ ひらがなまたはカタカナであれば読み書きできるとする者は8割。公共機関、医療機関、学校、道路標識などをひらがなやカタカナで表記すれば、外国人が生活しやすくなる。
- ・ 現在日本語を学習していない者のうち、日本語学習をしたいと思っている者が72.8%。働き方の違いや居住地域に応じた日本語教育の環境を整備する必要がある。
- ・ 全ての外国人に母語で伝えることは不可能。やさしいに日本語での対応を検討することが求められる。
- ・ 災害時の情報源は、64.8%がインターネット。日々必要とする情報の取得手段はSNS。わかりやすい情報伝達に向けた改善が求められる。
- ・ 日々の暮らしの中で外国人住民と日本人住民が声を掛け合う場や機会をいかにして作っていくか。

「平和を」の都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

今、世界では、いのちや人権を軽んじる紛争やテロなどの行為が繰り返され、また、核兵器をめぐる情勢は人々に脅威と不安を与えています。

我が国は、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を繰り返すことのないよう、核兵器の廃絶と恒久平和を全世界に訴えていかなければなりません。

雲南市は、「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士の有縁の地であります。

私たち雲南市民は、この「平和を」の精神に基づき、心をひとつにして、世界平和実現のために努力することを、雲南市誕生一周年に当たり、ここに誓い、宣言します。

- 1 私たちは、お互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会を築くことに努めます。
- 1 私たちは、次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。
- 1 私たちは、世界平和の実現と核兵器の廃絶に努めます。

平成 17 年 11 月 3 日

雲南市